

令和元年9月13日
商工労働部経営支援課
043-223-2787

令和元年台風15号の被害に対する金融支援について

令和元年台風15号により県内の広範囲に被害が発生し、中小企業者においても強風や停電等の影響を受けるなど、経営に支障をきたしている方が多数あると想定されます。

地域経済への悪影響が生じると判断されることから、被災した中小企業者に対する復旧のための資金繰りを支援します。

1. 県としての対応

【県制度融資】

令和元年台風15号で被害に遭われた中小企業・小規模事業者の方々の資金繰りの円滑化を図るため、県指定のセーフティーネット資金の利用枠を設定します。

2. 支援の内容

県制度融資のセーフティーネット資金において、新たに台風15号を指定災害に指定し、被災した中小企業者への金融支援を行います。

※ 原則として、市町村が発行する罹災証明書が必要になります。

ご不明な点がありましたら、**3. 県の金融・経営相談窓口**にご相談ください。

(1) 融資対象：令和元年台風15号による災害によって被害を受けた中小企業者

(2) 資金使途等：資金使途：運転資金及び設備資金

融資限度額：8,000万円以内

融資利率：1.1%～1.7%

保証料率：0.4%～1.85%

3. 県の金融・経営相談窓口

県内の中小企業を対象とした金融・経営相談窓口を、千葉県産業振興センター及び県商工労働部経営支援課に設置。

①経営相談：千葉県産業振興センター「チャレンジ企業支援センター」

043-299-2907

<http://www.ccjc-net.or.jp/~support/>

②金融相談：千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室

043-223-2707

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/youshiseido/chuushou/index.html>

【開設時間】平日、午前9時から午後5時

※ 臨時で、9月14日（土）～16日（月祝）は電話相談窓口を開設

※ なお、地域の商工会・商工会議所においても、各種相談に対応します。